

## 第 1 1 回広陵町自治基本条例審議会 議事録要旨

審議会等の名称	第 1 1 回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和 3 年 2 月 6 日（土）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 4 0 分まで
開催場所	広陵町ふるさと会館グリーンパレス 5 階 大ホール
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、藤田和郎委員、 北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、嶋中 章委員、高月光太郎委員 森田隆夫委員、箆部 牧委員、新谷眞貴子委員 計 1 1 人
欠席委員の 氏名及び人数	久保知三委員、茶野武司委員、河野伊津美委員、阪本博三委員 計 4 人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画部長 奥田育裕、 企画政策課 課長 尾崎充康、課長補佐 芝 賢明、 主任 植村亮太 計 4 人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	9 人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 パブリックコメントについて 4 広陵町自治基本条例の名称について

	<p>5 その他（今後のスケジュール等）</p> <p>6 閉会</p>
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	<p>○開会</p> <p>（資料の確認、欠席委員の紹介）</p>
会長	<p>○会長あいさつ</p> <p>緻密に審議いただいた結果が固まってきた。最終プロセスとしてパブリックコメントをもらった内容について事務局で考えたものについて審議することとなっている。後ほど皆さんにご審議いただいて確定していくこととなる。</p>
事務局	<p>○説明及び審議（前文案及び逐条解説書素案の説明）</p> <p>（資料1、資料2、資料2-1及び資料3を基に、特にパブリックコメントで意見が多かった部分について説明）</p> <p>※ 説明部分は省略。</p>
会長	<p>事務局から説明したことを踏まえて、質問等がある方はご発言いただきたい。</p> <p><b>【質 問】</b></p>
委員	<p>・資料3◆3の回答について、どの部分へ追加するのか。</p>

事務局	<p>→「資料2 P 3 回答2の4行目 ～などライフステージに合わせたパンフレットを作成・配布したり、」の後に「各地域への説明会やワークショップの開催などにより条例を知ってもらったりする機会を～」とする。</p>
委員	<p>・資料3◆9について、生駒市自治基本条例を確認したが、まちづくり協議会や条例推進会議について逐条解説書に詳しく説明していた。パブリックコメントでもいろいろ意見があるところなので、町の逐条解説書にも詳しく書くべきではないか。</p> <p>・資料3◆6で質問し、町から③の回答を得ているが、分かりづらい。</p>
会長	<p>→これについては、事務局で考えてもらいたい。</p> <p><b>【意見】</b></p>
委員	<p>・資料2 P 10 回答13で「町民に寄り添った」という言葉がある。2つの意味があり、「ぴったりと相手の心に寄せる」というのと、「共感してかみくだいて」とある。後者だと思うが、共感してかみくだいて町民に分かるように回答してほしいと思う。私のような人間には、冷たく反発をくろうような書きぶりに見える。</p> <p>・資料2 P 11 回答15、コミュニティカルテについて、平成30年9月に区長・自治会長会定例会で町と区・自治会とで話し合っほしいというのがあったが棚上げ状態である。このような状態で自治基本</p>

条例も棚上げになるのでは、という意見を友人からいただいている。

また、「区・自治会の現状については、地域担当職員が各区・自治会において課題を聞き出したのち～」と書いてあるが、「課題を聞き出した」は失礼ではないか。訂正を。

・資料2 P 14 意見2 1-2について、「区・自治会の負担がますます大きくなる」、「下請けさせて押しつける」や「まちづくり協議会を作るべきではない」という否定的な意見がある。説明会がないからこういう意見が出るのでは。ある程度の範囲で説明会を開催すべきではなかったか。

また、上記の意見に対して「まちづくりを町民皆さんが自分事として捉え、感じてもらうこと」というのは、意見に対する回答にはなっていないのでは。なぜ、まちづくり協議会が必要なのかの説明が必要である。

・「真美一まちづくり連絡会が既にモデルケースとして～」と書いてあるが、正式なモデルケースではない。実績を記載しているが、真美一まちづくり連絡会は任意団体である。任意団体を町の回答に無断で入れるべきではない。実績を入れることで質問者は、「他の地域もこのようにしなさい」と捉えるかもしれない。

・資料2 P 18 意見3 3-1、3 3-2は、「広陵町自治基本条例推進

委員	<p>会議」の運用について聞いているが、回答33の最初の4行は必要なのか。推進会議がどのように運用していくのか分からない。もし、今後推進会議を設立するのであれば、この審議会をそのまま移行すればいいのでは。</p> <p>・逐条解説書P27第13条の図について、まちづくり協議会のことは第16条に出ているが、その前に出てきていいのかどうか。基本的コミュニティ（区・自治会）と統一すべき。また、「二つの階層（P27図中3行目）」というのがあるが、階層は「2つの上下の重なり」という意味に捉えられかねないので削除すべきだと思う。</p> <p>・資料2 P1～2 意見1-1～4、パブリックコメントの前の住民説明会について、回答1では納得できないと思っていたが、資料2-1として修正した分で納得することができた。パブリックコメントに際して、ほとんどの人は知識や理解ができていないように思う。なぜかというと、住民説明会を開催できていなかったからだと思う。新型コロナウイルスの影響により開催できなかったこととは思うが。何らかの形で開催の必要はあると思う。</p> <p>・パブリックコメントの資料を公共施設に配置や町ホームページに掲載していたが、そこへ行くことができない人たちがいた。広報12月号の際に条文を全戸に届くようにすれば良かったのではないかと</p>
----	---

<p>会長</p>	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 2 P 4 回答 4、自治基本条例は「自治体の基本規範（最高規範）と位置付けられています。」と書いてある。「最高」に抵抗されておられる方がいる。最高規範は抜いてもいいのでは。</li> <li>・資料 2 P 8 意見 8、まちづくりの定義で「時代に沿った」を削除する。という意見について、あまりまちづくりの定義に必要ないのではないと思う。削除してもよいのでは。</li> <li>・資料 2 P 8 回答 9 の「回答 6 のとおりです」は回答 7 では。</li> <li>・資料 2 P 1 2 回答 1 8、任意団体とはいえ、区・自治会の非加入の問題があり、意見があったと思う。「むしろ参加したくなるように各地域での努力が必要です」といった書き方がいいのでは。</li> <li>・資料 2 P 1 4 意見 2 1 - 2、「広域のまちづくりの目標や計画を策定し推進するのは町長等の仕事であり、～」という意見があるが、まちづくり協議会の趣旨を十分に把握していないのでは。昔は上意下達だったが、これからは町民が主体であることを、自治基本条例には書いてあることを記載すればいいと思う。</li> </ul> <p>→資料 2 P 1 2 回答 1 8、「それを止めることはできないので放っておいてもよい」というのは、妥当性を欠く記載である。「放っておいてもよい」というのは、削除してもらいたい。</p>
-----------	---

事務局	→承知した。
委員	<p>・条例とは直接関係ないが、住んでいる区の区費が、高いこととばらつきがあることに対して不満がある。今年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、特に何もしていないのに区費を納めた。それについて、区内の女性たちが区長や区役員に区費を下げることを提案したところ、「ここでは何百年と同じ形でやってきた。」と言われた。そんな中で自治基本条例で良いことを並び立てても、実行できるのか。</p> <p>・防犯灯の電灯の交換を言っても2年間何もしてもらえない。総会資料は出席者にしか渡さない。こちらが歩み寄ろうと提案しても、取り合ってもらえない。これで自治基本条例ができていいのか。条例の前の問題であると思う。</p> <p>・また、語尾が「～である」「～なければならない」など、上から目線で文体が固い。やんわりとした表現とすると受け止め方が違うのではないか。</p>
委員	<p>・パブリックコメントを見て、意見がしっかりしていると感じた。資料2 P 1～2 意見1-1～4、特に意見1-4、素案作成の経過と今後の進め方の提案1～3について、まさに私たちが進めようとしている熟議であると感じているが、繰り返すと数ヶ月から1年間かかると思う。新型コロナウイルスの影響により住民説明会をやったとして</p>

	<p>も、果たしてどれくらいの人が集まるのか。地域の総会では例年9割参加するが、今年は半数程度。説明会の開催は難しいと思う。</p> <p>・パブリックコメントでは、条例そのものの否定はなかったように思う。既に素案や条例はほとんどできあがっている。決まってから説明会を行えばいいのでは。見直す機会もある。このまま進めていけばいいのでは。</p> <p>・立派な意見、パブリックコメントが出ていると思う。このコロナ禍において、町として優先順位は何かを考えることは大事。住民説明会は開けば良かったが、総会や会議が中止になっている中で、開催し、万が一クラスターなどが起きれば本末転倒である。消化不良を起こしているところもあるが、とりあえず3月に上程して、見直す部分は、今後、推進会議で話し合えばいいと思う。</p>
委員	
会長	<p>→一度、ここで委員の意見を止めて、まずは事務局から回答は。</p>
事務局	<p>→住民説明会については、事務局ですずっと検討してきた。伝え方について苦心しているところ。町として説明会などで集めて感染者が出た場合、そしてどれくらい来てもらえるのか、というのもある。各団体から要請があれば説明に出向かせてもらっている。今のところ、民生児童委員協議会へ2回説明させていただいた。</p> <p>最高規範について、条例は上下関係はない。基本規範で逐条解説書</p>



副会長	<p>には記載したい。</p> <p>コミュニティカルテの活用課題について、自治基本条例と同時に進めていきたいと思う。</p> <p>・文末表現について「～である」を普段見ている我々にとってはそれほど気にならなかったが、もしかしたら敬体のほうが良いのかもしれない。</p> <p>・周知方法として、制定後に作成するパンフレットについて、まちづくりや今の流れなどが分かりにくい、という意見があったため、(制定後ではなく) 早急に作成することを回答に明記してはどうか。</p>
会長	<p>・これまでの審議から見てきたのは、行政や議会の仕組みについては、住民も認識している。地域共同統治として区・自治会があるが、区は日本全国にあり、全国共通の課題である。しかし、これを自治基本条例でどうこうすることはできない。区・自治会は、住民自治であるため、自治体や国が介入することはできない。今後、地域の担い手が減り、区・自治会がやっていけない、そんな時に総合的なまちづくり協議会を作ることができる制度があれば、ということでこの条例を活用してもらいたい。(地域に) 無理矢理作ってもらうのではなく、便利に制度として活用してほしい、そして行政が支援していくというものである。全国的に過渡期にある。奈良県では、奈良市、生駒市、吉</p>

委員	<p>野町で明記されており、時代の趨勢である。</p> <p>それでは、後半に進みたいと思う。</p> <p>・資料3◆6で質問し、町から③の回答を得たが、結成予定の地域との協議だけでよいのか。他の地域との話し合いは必要ではないのか。</p> <p>ここに関して推進会議で議論する必要があるのでは。生駒市自治基本条例第55条で推進委員会は第16項まで記載されている。また、市民自治協議会が第43条に記載されているが、逐条解説書で協議会の施設整備、助成金の交付や職員の派遣など詳しく書いてある。そういう具体的なものを書かないと。町民に見えないからパブリックコメントのように誤解を招くのではないか。</p> <p>・住民説明会については、本日の審議会委員の意見を聞いてから開催するかどうか決めていけばいいのでは。</p>
会長	<p>→逐条解説書にまちづくり協議会がなぜ必要なのか、をもう少し具体的に記載するように。現在の区・自治会に過剰な負担をかけ過ぎていること、住民組織がつけられ過ぎて、一つひとつの仕事が分散しすぎていること、そういったものを合わせてみんなで助け合うことを書いてほしい。</p>
委員	<p>・資料3のように事前に意見を出させてもらったが、言いたいことはただ一つで、住民の思いを大切にする、ということである。</p>

・資料3 P4の10行目、「町民の思いを反映しています」としているが、まちづくりに参加したい方が思いを込めてパブリックコメントで意見されている。参画を推進しようとしているのに、この文面の回答でいいのか、と思った。冷たいとか反発を持つ、という意見もあったし、住民説明会をどうすればできるかを考えればいいのではないか。オンラインで実施することもできる。

・1, 700あまりある自治体で自治基本条例を定めているのは400で少数派。そちらを選んだことはその大変さを選択している、というのであれば大変でも説明会などあらゆる方法を検討し、活用している姿勢を見せることが大切なのでは。町長は、年始あいさつの動画を配信している。分かりにくさに不平不満がついてくるイメージがあり、この(資料2の)回答はあまりに誠意がないように感じた。広報3月号にパブリックコメントのお礼や回答内容を記載すべき。自治基本条例をイメージできるものを早急に作らないと、溝が深まっていくように感じる。審議会、事務局一体になって考えていく必要がある。

・逐条解説書P52第38条「条例の位置づけ」について、基本規範と書くと、守らなければならないルールのように感じる。条例はツール、道具というイメージと異なる気がする。罰則があるように感じて追い詰められているイメージになる。そういうイメージだと、条例の

委員	<p>良さがなくなってしまう。</p> <p>・1年間審議してきたし、この会議は公開であり、住民ワークショップも行ってきた。ただ、当初から関心を持ってもらう取り組みは必要だったと感じた。「5年以内に見直す」という記載もあるので、修正が必要な部分があれば修正していけばよいと思う。</p>
委員	<p>・パブリックコメントした時にあまり周りの人も意識していなかったと思う。やってたのは知っていたが、どういう内容かを知らない人が多かった。住民ワークショップや会議の公開もしていたが、策定のプロセスも広報紙で説明すればよかったのではないかな。</p> <p>審議会で会長の説明を聞いて、まちづくりは自分たちでできることをやっていくことを学んだ。しかし、「町がすることをまちづくり（協議会）にやらせようとしているのでは」という意見もあり、文章となると、違う捉え方になってしまうことが残念に感じた。</p>
事務局	<p>→条文が分かりにくい、罰則規定があるのでは、という意見がある。</p> <p>この条例には罰則規定はない。しかし条例を守ってもらうため、努力義務規定を記載しているところがある。それぞれができる範囲でまちづくりを進めていってもらうことで、広陵町がよくなるを感じる。</p> <p>逐条解説書について、言葉が足りない部分については補足させていただく。パンフレットでも世代ごとに分かりやすく、親しみやすさを</p>

	<p>出していく。</p> <p>40条分をすべて見せてもどこから見ればよいか分からない。それぞれに関係する部分を重点的に説明していく必要がある。条例をいかに活用するかが重要。</p>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例は、皆さんが参加しやすくなるための条例であることを知ってもらいたい。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントについて情報公開の一環としてと捉えられている方がいるが、住民参画の意思表示の形である。パブリックコメントにより条文などが変わることは、(事務局や審議会が)気づかなかった部分を見出してくれるということで、ありがたいと考えなければならない。パブリックコメントの件数が少ないのは恥ずかしい。</li> </ul> <p>他自治体で担当者になる人が「パブリックコメントは辛い」と言う。しかし、それは情報公開制度と考えるからしんどい。これで味方をつけるように思えばいい。この担当者にその意識を持つように言うと、目からウロコだったと言っていた。広陵町でも仲間作りと感じてもらっているはず。</p> <p>しかし、誤解をしている人がいることも確か。町民の範囲で「事業者」を入れるのは多くの自治体である。確かに投票権は公職選挙法に規定されている有権者を越えることができない。しかし、事業者もま</p>

ちづくりの担い手として入っていただくという精神をここで示している。事業者はコーポレートシチズン、つまり市民の一部である。事業者を町民でないと分けることはできない。

地方自治法は条文がとても多く、施行規則も膨大である。それを分かりやすく、ここだけ読めば、という簡易版が自治基本条例と考えてもらえれば。団体自治は、町長だけでなく、町議会も担って、両者で町政を担ってもらっている。しかし、団体自治だけで進めていいのか。例えば、消防。豊中市ではまだ市全域に消防分団があり、初期消火は消防分団が担っている。消防本部は、化学消防、救急、大規模火災を担うといった役割分担している。消防分団のように住民自治がしっかりしていれば、団体自治にかかる負担を軽減することができ、その予算を他に割り当てられる。ここでは、救急車の購入に回している。

自治体の業務には法定受託事務と自治事務がある。法定受託事務は国や都道府県が担うべき仕事を自治体に委託している。昔は上からの指揮命令だったが、今は国や都道府県からお願いされて代わりにやっている。国政選挙の事務は、国からお願いされ、その負担の代わりに選挙事務の委託金をもらっている。

また、公民館や図書館は自治事務である。作ることもできるし、なくてもかまわない。つまり、公民館や図書館は条例で設置を定めな

<p>N P O 政策研究 所 事務局</p>	<p>ればならないものである。自治事務と法定受託事務、町がやろうとしていることを分かりやすく記載しているのが自治基本条例である。</p> <p>地域自治は、区や自治会などのコミュニティ型自治、N P O やボランティアなどのアソシエーション型自治、リコールなどの行政の直接統制権もある。</p> <p>私も条文を「ですます調」にしたいと思っているが、そうすると表現できない条文が出てくる。そのため、解説で分かりやすくすることをここで表したい。</p> <p>住民説明会について、緊急事態宣言が解除されない限り、行政として動くことはできない。大阪府内もすべて自粛している。クラスターが発生した場合、責任を取れない。説明会に代わる分かりやすい説明やパンフレットなどを求めたい。</p> <p>委員から出た意見でまだ回答していないものがある。説明会はどうするのか。会長から話があったが。</p> <p>現時点では3月議会上程を予定している。具体的には2月25日に議会の全員協議会があり、条文が確定する。そのため、それまでの取り組みがどこまでできるか。</p> <p>分かりやすいパンフレットの作成を4月、5月までには作成したいと考えている。</p>
---------------------------------	---

<p>会長</p>	<p>これから自治体では、ワクチン接種の事務が始まる。町ではワクチン接種対策室が立ち上がり、準備を進めていかなければならない。そんな中でも分かりやすいパンフレットの作成を進めていきたい。</p> <p>→ワクチン接種をしようとする中で、住民説明会を行うのは得策か。</p> <p>むしろ、パブリックコメントでこんなにしっかり意見を出していただいている。個人的には、まちづくりの中身の議論に説明会を使えばいいと思っている。</p> <p>引き続き、議事を進める。</p> <p>○自治基本条例の名称について</p>
<p>事務局</p>	<p>正式名称は「広陵町自治基本条例」とする。</p> <p>→（異議なし）</p> <p>愛称は「(広陵町) みんなのまちづくり条例」とする。</p>
<p>委員</p>	<p>・（かっこ）を外すべき。</p>
<p>事務局</p>	<p>→「広陵町みんなのまちづくり条例」とする。</p>
<p>委員</p>	<p>・資料3◆6で質問し、町から③の回答を得たが、結成予定の地域との協議だけでよいのか。幅広に協議すべきでは。</p>
<p>会長</p>	<p>→結成予定の地域はもちろんのこと、他の地域でも議論を深めてもらいたい。</p>
<p>委員</p>	<p>・推進会議の取り組みはどうするのか。審議会をスライドすればいい</p>



<p>会長</p>	<p>のでは、という提案をしたが、回答を得られなかった。</p> <p>・分かりやすいパンフレットの作成については、町だけで作るのか。</p> <p>参画と協働と言っているのに、町で進めてしまうのか。</p> <p>→緊急で分かりやすいパンフレットを作るのであれば、町側ですぐに作ってもらいたい。本格的なパンフレットについては、審議会委員にも見てもらえれば。</p>
<p>事務局</p>	<p>→緊急性の高いパンフレットについても委員の方に見てもらい、知恵を借りたいと考えている。</p> <p>推進会議について、これまで条例について学んでいただき、知見をお持ちであるため、基本的には審議会委員に引き続きご協力いただきたい。施行後、条例について、またさまざまな人から意見をいただくことになると思う。その時に見直しや修正についての議論が必要になるだろう。</p>
<p>委員</p>	<p>・推進会議の設置は3月議会に上程するのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>→推進会議を条例で設置するのか、規則で設置するのか検討が必要のところ。条例となると3月では厳しい。</p>
<p>会長</p>	<p>では、その他ということで事務局から願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>○その他（事務局連絡事項）</p> <p>今後のスケジュールについて。パブリックコメントに対する回答に</p>

<p>会長</p>	<p>については、後日町ホームページで公表する。</p> <p>続いて、今回の審議会をもって、広陵町自治基本条例の条文案及び逐条解説書案が完成することから、来週中に審議会から町長に答申予定である。本来であれば、会長・副会長から直接町長に答申いただくところだが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、事務局が代理で答申書を提出する。その後、3月に開かれる令和3年第1回広陵町議会定例会に条例案を上程することとする。</p> <p>議会で条例案可決後、4月1日からの施行となり、自治基本条例に基づいた「協働と参画のまちづくり」がスタートする。今後は、自治基本条例を「町民みんなの条例」にすべく、各種団体や学校、地域への説明会などを計画している。各種団体の総会や役員会等での説明を希望される場合は、事務局が説明に伺う。</p> <p>条例パンフレットについては、若手職員による庁内WGで作成中で、4月の発行を予定している。</p> <p>その他、質問はないか。それでは終了する。</p> <p style="text-align: center;">(終 了)</p>
-----------	---